

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部情報セキュリティ政策会議
重要インフラ専門委員会
第9回会合議事要旨

1 日時 平成19年 4月12日(木) 15:30～17:30

2 場所 経済産業省 地下 講堂

3 出席者

[委員]

浅野 正一郎 委員長 (国立情報学研究所 教授)

稲垣 隆一 委員 (弁護士)

岩田 隆 委員 ((社)日本ガス協会)

大石 賢治 委員 ((株)みずほ銀行)

金澤 亨 委員 (野村ホールディングス(株))

九萬原 敏已 委員 (電気事業連合会)

黒沢 昌幸 委員 ((株)日本航空インターナショナル)

郡山 信 委員 ((財)金融情報システムセンター)

関沢 均 委員 (第一生命保険相互会社)

田口 靖 委員 ((社)日本水道協会)

土居 範久 委員 (中央大学教授)

中尾 康二 委員 (KDDI(株))

永瀬 裕伸 委員 (日本通運株式会社)

早貸 淳子 委員 (有限責任中間法人 JPCERT コーディネーションセンター)

兵庫 晃 委員 (東京海上日動火災保険(株))

広瀬 雅行 委員 ((株)東京証券取引所)

弘田 康英 委員 (日本放送協会)

深谷 聖治 委員 (東日本旅客鉄道(株))

松田 栄之 委員 (新日本監査法人)

矢野 一博 委員 (日本医師会総合政策研究機構)

渡辺 研司 委員 (長岡技術科学大学助教授)

渡邊 正美 委員 (東京地下鉄(株))

[オブザーバー]

大林 厚臣 氏（慶応義塾大学教授）

[政府]

内閣官房情報セキュリティセンター副センター長

内閣官房情報セキュリティ補佐官

内閣官房情報セキュリティセンター内閣参事官

内閣府(防災担当) 政策統括官(防災担当)付地震・火山対策担当参事官(代理)

警 察 庁 警備局警備企画課長(代理)

金 融 庁 総務企画局参事官(代理)

総 務 省 情報通信政策局情報セキュリティ対策室長

総 務 省 自治行政局地域情報政策室長

厚生労働省 政策統括官付社会保障担当参事官(代理)

厚生労働省 医政局 研究開発振興課 医療機器・情報室長(代理)

厚生労働省 健康局水道課長(代理)

経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課長

経済産業省 原子力安全・保安院 ガス安全課長

経済産業省 商務情報政策局情報セキュリティ政策室長

国土交通省 総合政策局情報管理部情報企画課長

国土交通省 航空局管制保安部保安企画課新システム技術企画官

国土交通省 政策統括官付政策調整官(代理)

国土交通省 鉄道局危機管理室長(代理)

防 衛 省 運用企画局情報通信・研究課情報保証室長

4 議事内容

(1) 内閣官房情報セキュリティセンター 副センター長挨拶

(2) 浅野委員長挨拶

(3) 論点説明に関して

○ 事務局より説明

(4) 委員意見開陳

- CEPTOARの構成の中に一部行政の方が入られているが、おそらくCEPTOARの機能が、国に対しての報告義務がない情報であっても、事業者が自主的に他の事業者に対してシェアできることだという観点から考えると、国が担っているところは、どこかの段階で事業者に移行されるべきではないか。
- 既に、常日頃から事故情報だけではなく、事故に至らないようなケースに関する情報についても共有し再発防止を行い、また色々な障害の事例について分析する体制ができてきている中で、情報共有・分析機能を構築する議論の過程において、事業者とも相談した上で、やはり行政が参加し、あるいは事務局機能を持つのが望ましいとの結論に到っている分野もある。事業者としてもそれで非常によく機能していると考えている。
- 民間の自主努力という形で進んでいくのは結構であると思うが、CEPTOAR整備するにあたって、現状、伝達できるルートがあるのであれば、例えばそれを国が行っていたとしても、それを活用し進めるというやり方もあっていいのではないか。
- CEPTOARが整備され情報共有を行えるような連絡網ができたことで、それを支える国の側としては、例えば、補助金、あるいは何らかの研究、情報に対する支援等、そのような方策について、今の段階または近い将来において何らかの支援を行う必要があるのではないか。
- 指針というのは、事業者に見てもらうものであるが、政府としてどういうことを注視しているのか、見ているのか、という意思表示としてのツールでもある。今回の指針の見直しは、確認型の意味合いが強く、これまでの指針が全く置き換えられた指針が出来上がっているわけではないので、各分野の安全基準の大幅な見直しを引き起こすものではない、作業的には随分と軽微な作業をお願いすることになっているのではないか、という印象。
- 2007 年度 of 取組み目標として、官民連携のあり方を継続的に、それこそ見直しを含めて検討していくというスタンスを明らかにする必要があるのではないか。具体的には、当

然にどこまでやるべきなのか、どれくらいの負担までするのか、というそれぞれの責任のあり方である。責任の問題を追及するという趣旨ではなく、みんなが参加しやすい、動かしやすいよう、桎梏となっている負担を除外するという立場から検討していく必要がある。

- 重要インフラのセキュリティについては、国が願う、あるいは強制する等々の方法だけでなく、将来的には官民の役割のルール化というのが自然に出来上がってくるには、どうすれば良いのか、ということを考えていかなければならない段階というのは来るはず。もともと、行動計画は自主的な取組みを基本とするということで、今は各事業者で自主的な取組みを進めている段階であるが、そういう議論をしておかないと、必要な整理・ルール作りができないのではないか。
- 情報セキュリティに対して、10分野の間で、分野間のITの依存度やITをどれだけ使っているかも差がある。将来的なITへの依存度合いという整理もした上であれば、やるべきことも当然出てくるし、自主的取組ではどうにもならないようなことも見えてくると思うので、その点にも十分留意して進めていただきたい。
- CEPTOAR－Council に関しては、より一層ビジネス的な契約関係とか相互の関係というところに踏み込まないと協議会というものを作れないのではないか、その意味で、協議会を作るということに関しては少しハードルが高く、結構時間が掛かるのではないかと印象を持っており、作り方(目的・必要性・設置のあり方)まで含めた検討を行う必要がある。
- 「災害発生時における対応等、他の関連する省庁横断的な取組との整合性の確保、連携」については、検討するだけでなく、「整理する」という形で是非ともお願いしたい。特に、相互依存性解析、分野横断的演習に関しては、それを踏まえてIT関連に絞って行っていただきたい。

(5) 今後の予定

- 浅野委員長より、情報セキュリティ政策会議への諮り方について説明があった。

以上